入札参加資格審査申請の概要

三島町産業業建設課

１．はじめに

　　地方自治体が、契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができます。（地方自治法施行令第167条の5）

　　そのため、三島町で実施する競争入札に参加を希望される方は、「財務規則に基づく競争入札の参加資格等を定める告示（平成26年三島町告示第35号）」に基づき、入札参加資格審査を受ける必要があります。

２．審査実施時期等について

　（１）基本受付のスケジュールについて

　　①資格審査実施期間

　　・測量等、製造、物品購入（修繕）令和５年１月４日から令和５年１月３１日

　　・建設工事　　　　　　　　　　　令和５年２月１日から令和５年２月２８日

　　②審査基準日　　　　　　　　　　令和５年１月１日

　　③有効期間　　　　　　　　　　　令和５年４月１日から令和７年３月３１日

３．審査担当課及び問合せ先

　　三島町役場産業建設課

　　　　福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350

　　　　　メールアドレス　[sanken@town.mishima.fukushima.jp](mailto:sanken@town.mishima.fukushima.jp)

　　　　　※問合せはメールでのみ受け付けます

４．入札参加資格審査を受けることができないものについて

　　審査基準日時点で以下に該当する場合は、申請することができません。

　　また、三島町建設工事等入札参加資格が認定された後、下記事項に該当した場合は、資格を喪失することがありますのでご注意ください。

　　①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

　　　者

　　②法令の規定により営業の許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

　　　（建設工事：建設業許可（経営事項審査）、測量等（測量法第55条に基づく測量業者登録等）

　　③工事若しくは製造の請負（工事に係る建設資材の販売契約を除く。）の契約又は物品の買入れ、その他の契約（工事に係る工事に係る建設資材の販売契約を除く。）に関して、不正の行為をし、又は正当な理由なく不完全な履行をし、若しくは、履行をしないため、指名競争入札に係る入札参加資格の取り消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者

　　④工事若しくは製造の請負契約又は物品の買入れその他の契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から2年を経過していない者

　　⑤資格審査に関する申請書その他の添付書類において虚偽の事項を記載した者

　　⑥別表第1の建設工事に掲げる申請種別に応じ、基準日毎年1月1日（指名競争入札に参加する者に必要な資格の基準日となる日をいう。）の直前1年の営業年度において完成工事高の無い者

　　⑦法人事業税・法人町県民税・個人事業税・自動車税・消費税・地方消費税に滞納がある者

　　⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

　　⑨社会保険等に加入していない者

５．入札参加資格審査申請種別について（別表第1）

　　大分類として、「工事」「測量等」「製造」「物品購入（修繕）」の4分類あります。なお、測量等については、工事に関する者に限ります。

　　①建設工事（18種別）

　　　一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房、鋼橋上部、ＰＣ橋上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、機械設備、通信設備、造園、さく井、グラウト

　　②測量等（5種別）

　　　地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計

　　③製造

　　　工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕

　　④物品購入及び修繕・役務の提供

６．提出書類の作成および方法について

　　申請については、上記期間内において簡易書留やレターパック等配達記録が残る方法による郵送にて受け付けます。ただし、町内に本店又は支店等が所在する場合に限り持参も受け付けます。

なお、審査の際に書類に不備があった場合、持参又は郵送による提出を認めます。ただし、提出期限については受付期間内とし、持参の場合は提出日、郵送の場合は消印日を基準とします。また、期間内に不備の補完がされなかった申請書類一式（記録媒体を含む）は処分します。

各種様式については、福島県様式又は三島町様式に限ります。記載例及び記入上の注意を参照の上、作成願います。

申請書についてはA4用紙に印刷したもの及びPDFの両方を提出してください。その他のデータはPDFにしてCDに保存し提出してください。

業者登録シートは、データを取り込んだ上記CDで提出してください。（紙やメールでの提出は認めません）。

* 申請書類一式（記録媒体を含む）は返却しません。
* 受付票は発行しません。後日公表する登録業者一覧にて確認してください。
* 書類は押印省略可能であるが、申請書を行政書士が作成した場合は、その旨を記載・押印し、申請者の委任状の写しを添付すること。事務簡略化のため受付確認返信用ハガキを作成し、必ず同封すること。
* ※返信用封筒等の同封は認めない。

７．入札参加資格審査変更届について

　　入札参加資格で認定されている事項に変更が生じた場合には、必要書類を添付の上、速やかに変更届（福島県様式を準用）を提出してください

　　なお、合併・会社分割・営業譲渡・会社更生及び民事再生等の手続きに入る場合又は入った場合は、再申請等が必要となる場合がありますので、担当課へご相談ください。

　　①届け出が必要な変更項目

　　　商号・名称、代表者、本社所在地・電話番号、受任者（職名を含む。）、委任先の所在地・電話番号、委任内容、建設業許可業種、建設コンサルタント登録部門　など

　　②届け出が不要な変更項目

　　　中間年の経営事項審査の結果、建設業許可番号、代表者以外の役員、使用印鑑、資本金、委任先としていない支店・営業所等に関する事項

別表第1付表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注種別 | | 内　　　　　　容 |
| 工　事 | 別表2を参照 |  |
| 測量等 | 地上測量※1 | 測量一般、地図の調整 |
| 航空測量※1 | 航空機による測量、地図の調整 |
| 調　　査 | 土木建築工事に関する調査（補償コンサルタント、不動産鑑定業務、調査のためのボーリングを含む。） |
| 土木設計 | 土木に関する工事の設計又は監理 |
| 建築設計※2 | 建築に関する工事の設計又は監理 |
| 製　造 | 製　　造 | 工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕 |

別表２　建設工事の「三島町の工事種別（18種別）」と「建設業許可（28業種）」の対応表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 工事種別 | 例示 | 許可業種 |
| 1 | 一般土木工事 | 土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備 | 土木工事業 |
| 盛土、根切、掘削、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設、はつり土留、締切り、整地、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付、客土、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置、標識設置、屋外広告物設置、ﾌｪﾝｽ設置、くい打、くい抜、種子吹付 | ◎とび、土工工事業 |
| 石積み、石張り、石材加工、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積み張り | ◎石工事業 |
| ﾀｲﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ積み張り、レンガ積み張り | ◎タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鉄塔、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、標識設置、屋外広告物設置（製作から一貫して請け負う場合） | ◎鋼構造物工事業 |
| 主に工作物に係る鉄筋加工組立ての工事、鉄筋継手工事 | ◎鉄筋工事業 |
| 工作物解体（主に建築物以外） | ◎解体工事業 |
| 2 | 舗装工事 | ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装、ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装、軽舗装表面処理工事 | 舗装工事業 |
| 3 | 建築工事 | 建築一式工事 | 建築工事業 |
| 造作、木造間仕切 | ◎大工工事業 |
| 左官、とぎ出し、吹付、ﾓﾙﾀﾙ左官、防水ﾓﾙﾀﾙ、ﾗｽ張り | ◎左官工事業 |
| ひき家、鉄骨組立、とび、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設、くい打、くい抜 | ◎とび・土工工事業 |
| 石積み、石張り、石材加工 | ◎石工事業 |
| 金属薄板屋根ふき、屋根断熱、ｽﾚｰﾄ、瓦、屋根ふき | ◎屋根工事業 |
| ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積、ﾚﾝｶﾞ積み張り、ﾀｲﾙ張り、築炉 | ◎タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鉄骨組立、鋼製階段（避難階段を含む） | ◎鋼構造物工事業 |
| ｱｽﾌｧﾙﾄ防水、ﾓﾙﾀﾙ防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水 | ◎防水工事業 |
| 壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上 | ◎内装仕上工事業 |
| ガラス加工・取付 | ◎ガラス工事業 |
| ｻｯｼ取付、建具取付、ｼｬｯﾀｰ、ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ、ふすま | ◎建具工事業 |
| 主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事 | ◎鉄筋工事業 |
| 板金加工、屋根かざり | ◎板金工事業 |
| 工作物解体（主に建築物） | ◎解体工事業 |
| 4 | 電気設備工事 | 電気配線、信号設備、ﾈｵﾝ装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備 | 電気工事業 |
| 火災報知、非常警報設備 | ◎消防施設工事業 |
| 5 | 暖冷房衛生設備工事 | ｶﾞｽ配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ）、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事 | 管工事業 |
| 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事 | ◎熱絶縁工事業 |
| 消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備 | ◎消防施設工事業 |
| 6 | 鋼橋上部工事 | 鋼橋上部、歩道橋設置 | 鋼構造物工事業 |
| 足場架設、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設 | ◎とび・土工工事業 |
| 7 | ＰＣ橋上部工事 | 土木一式工事（ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事） | 土木工事業 |
| 足場架設、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設、PC橋上部の据付 | ◎とび・土工工事業 |
| 8 | しゅんせつ工事 | 海・河川しゅんせつ | しゅんせつ工事業 |
| 9 | 塗装工事 | 塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ﾗｲﾆﾝｸﾞ、布張り仕上、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、橋梁塗装 | 塗装工事業 |
| 10 | 法面処理工事 | 土木一式工事（法面処理工事） | 土木工事業 |
| ﾓﾙﾀﾙ吹付け、土留、締切り、種子吹付け、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、注入防水 | ◎とび・土工工事業 |
| 11 | 上下水道工事 | 取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道本管埋設、上水道、下水道工事 | 水道施設工事業 |
| 公道下の下水道本管埋設 | ◎土木工事業 |
| 12 | 清掃施設工事 | ゴミ処理施設、し尿処理施設 | 清掃施設工事 |
| 13 | 消雪工事 | 消雪工事一式 | 管工事業、さく井工事業 |
| 14 | 機械設備工事 | 索道、ﾌﾟﾗﾝﾄ設備、ｸﾚｰﾝ設置、昇降機設置、揚排水機設置 | 機械器具設置工事業 |
| 水門、樋門等門扉設置、開閉機設置 | ◎鋼構造物工事業 |
| 15 | 通信設備工事 | 有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備 | 電気通信工事業 |
| 16 | 造園工事 | 植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設 | 造園工事業 |
| 17 | さく井工事 | さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備 | さく井工事業 |
| 18 | グラウト工事 | 土木一式工事 | 土木工事業 |
| ボーリンググラウト | ◎とび・土工工事業 |

上の表において、◎は工事種別に対応する許可業種が複数あり、例示の工事を単体工事で発注した場合に必要な許可業種を示します。